6 月 28 日に開催されました常議員会におきまして、下記協議事項が承認されましたので、ご案内申し上げます。

【協 議 事 項】

１．通常議員総会上程議案の件

２．就業規則の改訂並びに関連規程の制定について

３．新規加入会員承認の件

４．そ　の　他

【報 告 事 項】

１．神奈川県の補助金交付要綱一部改正に伴う当所役員名簿(住所)提出の件

２．仲間増強委員会「第２回よこすか産業フェス」開催について

６月常議員会

令和5年６月２８日

協 議 1

通常議員総会上程議案の件

※上程議案は、総会資料と重複のため、割愛しております。

第138回通常議員総会

令和5年6月28日

議案第１号

令和４年度　事業報告

コロナ後を見据えた
果敢な戦略と経営支援

令和５年６月２８日
横須賀商工会議所

組織基盤と経営環境整備

2年連続会員数が純増（12社）

正 会 員（市内会員）

令和5年3月31日現在

区　　分	前年度末	新規加入者	脱退者	組織変更	今年度末
法人・団体	3,044	80	67	3	3,060
個　　人	1,511	98	91	▲11	1,507
計	4,555	178	158	▲8	4,567
		(昨年比-2)	(昨年比-17)	▲8は特別会員への異動	

特別会員（市外会員）

令和5年3月31日現在

区　　分	前年度末	新規加入者	脱退者	今年度末
	440	37(8)	16	461
		（ ）内は正会員からの異動		

＊特定商工業者数：4,023（令和5年3月31日現在）

組織基盤と経営環境整備

「令和5年度神奈川県予算・政策に関する要望」

【提　出　日】令和4年11月7日（月）　於：ロイヤルホールヨコハマ
【提　出　先】神奈川県知事　黒岩 祐治 殿
【回　答　日】令和5年4月28日
（重点要望）**生産性向上につながるDX推進への支援（平松会頭から直接要望）**

黒岩知事に要望書を提出する県連上野会頭・
県下会議所会頭（当所から平松会頭が出席）

「令和5年度税制改正における商工会議所の意見陳情」

【提　出　日】令和4年11月22日（火）
【提　出　先】衆議院議員　小泉進次郎 殿
　　衆議院議員　古屋　範子 殿

（要望）「中小企業の成長投資を促す租税特別措置の確実な延長・拡充」他

存在価値を高める政策展開～トップが動く～

横須賀経済政策委員会

令和4年2月に発足した4委員会が本格稼働。調査研究から実践へ！

地域デジタル化推進委員会	“地域DX推進ネットワーク”を構築し、DX化支援による人・サービス・ビジネスを創出
中央地区まちづくり検証委員会	横須賀を始めとした街づくりに関わる関係者の招聘によるまちづくりの方向性について、エリアマネージメントの必要性について
広域観光推進委員会	～新たな観光資源の発掘～ 『鎌倉殿のお忍び三浦半島めぐり』モニタツアーを7月5日に実施
商工会議所の仲間増強委員会	～「みんなの商工会議所」の実現にむけて～ 7月16日（土）初となる「よこすか産業フェス」を開催（来場者3,000人）

存在価値を高める政策展開～トップが動く～

次世代経営者を育成「よこすか平松塾」

第2回講義「経済学と経済学者」の様子

“渋沢栄一翁”研究を長年実践されている平松会頭が講師となり、企業経営と地域貢献を両立出来る次世代経営者を育成する実践塾

期間：令和4年4月15日～9月13日（全6回）
第1期参加者：45名
＊令和5年5月17日　1期生研修会・交流会を開催

初となる“よこすか産業フェス”の開催

仲間増強委員会が主催し、「商工会議所を知ってもらう」ことを目的に、会員企業ブース出店等を主体とした初となる産業イベント。

開催日：令和4年7月16日（土）10:00-15:00
・来場者数：3,000人　出店者数：キッチンカー19台
ブース36社、新規当所会員入会4社

第2回よこすか産業フェス　令和5年10月21日（土）開催決定！

未来を生き抜く挑戦を支援

寺が創る「寺（じ）ビール」

まちの寄事業

実家は野比にある「法龍山　最光寺」。729年に建立され行基が開いた由緒あるお寺。「食」「からだ」「こころ」を大切にして生きることを皆で感じて助け合えるお店にできれば。

令和4年は5店舗認定（累計21店舗認定）

法龍山麦酒（久里浜）
地ビール製造販売業

ご近所さんを笑顔にする！がコンセプトの“クレープ屋”を出店

創業融資支援

将来の夢は、横須賀地域ならではの食材を使ったオリジナルクレープを開発提供し、ご近所さんを笑顔にすること！

令和4年創業件数 18件

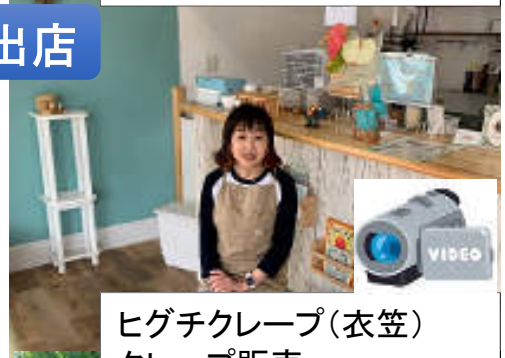

ヒグチクレープ（衣笠）
クレープ販売

ゴルフ練習場に、“冷凍餃子”自動販売機が出現！

補助金活用支援

コロナ禍で落ち込んだ売上を回復させる手段として、看板メニュー『タレがいらない餃子』を冷凍食品として製造し、自動販売機で販売する新規事業に着手！

◆神奈川県ビジネスモデル転換事業補助金◆◆持続化補助金◆

上海亭（安浦）
中華料理店

新たな顧客獲得に向けたマーケット戦略

デザイン・機能を一新！ヨコスカイチバン

登録店舗数513店舗（令和5年3月31日現在）

■**情報掲載料が大幅アップし、動画・画像掲載が無制限！**

■日本語版/英語版がワンクリックで切替

【リニューアル後、43店舗が新規加入！（ポートマーケット15店+ソレイユの丘12店加入）】

リアルとVRで商談会出店支援～VRおもてなしギフト商談会　in YOKOSUKA

14事業者が出展、VRを活用したバーチャル商談会を開催。77名人が来場。

全体で100件を超える商談に繋がり、20件近くの商談が成立

(有)たのしや本舗は、商談会をきっかけにイオンリテール㈱と取引を開始。オリジナルブランドの地ビール「ヨコスカゴールド」特設コーナーが設置された。

新たな顧客獲得に向けたマーケット戦略

越境EC　～海外販路拡大を求め、新たなモールへ出店チャレンジ！

ebay

Amazonに並ぶ欧米を代表する
ショッピングモールに出店チャレンジ！

日商テストマーケティング支援

・Amazonに出品・販売を代行し、得られた
　マーケティングデータを出品事業者にフィードバック！

・越境ECガイドブックを作成！（300部）
・ebay出品 51商品 14事業者（令和5年3月31日現在）
・累計売上 124,684円

越境ECガイドブック

次世代を担う若者の育成

産業界発！自分“再発見プロジェクト”～よこすかキャリア教育推進事業

新型コロナの影響により、交流会については中止となったが、学校から
希望があったプログラムについては3年ぶりにすべて実施。

Yokosuka Career

実施プログラム

実施校 市内19中学校
市内1小学校
（城北小学校）
実施プログラム数　57回
参加企業数　77社
参加MTT数　343人
新規協力企業　19社

・横須賀市出向中のANA職員、市役所職員もプログラムに参加
・㈱横須賀テレコムリサーチパークがプログラムに初参加。

次世代を担う若者の育成

産農人育成プロジェクト　新しい研修施設が完成！

大学生たちの若者世代の受入れも開始

R4年度

・研修施設では、オリエンテーションや座学研修、出荷作業などをおこない、生徒たちの拠点となった。

・新たに導入した冷蔵庫では、収穫した野菜の保管やさつまいもの追熟をして、商品品質向上をおこなった。

研修施設用ハウス外観

研修施設用ハウス内観

加工品用冷蔵庫

令和4年度 収支決算報告の件

議案第２号

令和４年度　収支決算書総括表

自　令和　４年　４月　１日
至　令和　５年　３月３１日

横須賀商工会議所（単位：円）

会計別			繰越金	収　入	支　出	収支残高	繰入金（支出▲）	差引収支残高
事業会計		一般会計	30,832,976	373,046,053	311,410,916	92,468,113	▲ 62,000,000	30,468,113
特別会計	共済	特退共特別会計	2,547,527	382,058,968	383,367,892	1,238,603	0	1,238,603
	積立金	退職給与特別会計	82,095,688	12,773,850	25,755,455	69,114,083	18,000,000	87,114,083※
		建物関係特別会計	375,078,954	415,631	42,208,760	333,285,825	40,000,000	373,285,825
		別途積立金会計	138,000,000	0	0	138,000,000	4,000,000	142,000,000
		合　計	628,555,145	768,294,502	762,743,023	634,106,624	0	634,106,624

※全国商工会議所共済会在職者掛金累計額：６５，１３６，１１２円

令和４年度 一般会計収支決算比較表

（単位：円）

	科目(款)	決算額	予算額	比較増減(▲)	特記事項
収入の部	1. 会　　費	71,280,000	71,307,000	▲ 27,000	
	2. 負 担 金	4,653,000	4,353,000	300,000	
	3. 交 付 金	137,979,992	140,370,000	▲ 2,390,008	
	4. 事業収入	145,582,909	155,666,000	▲ 10,083,091	会場(250) 福祉事業(545) PC教室(▲220) その他(▲1,535)
	5. 受託収入	9,955,000	9,955,000	0	
	6. 議員負担金	2,310,000	2,290,000	20,000	
	7. 雑 収 入	1,285,152	815,000	470,152	
	8. 繰 越 金	30,832,976	30,000,000	832,976	
	合　計	403,879,029	414,756,000	▲ 10,876,971	

※特記事項欄のみ単位：万円

令和４年度　一般会計収支決算比較表

（単位：円）

	科目(款)	決算額	予算額	比較増減(▲)	特記事項
支出の部	1.事　業　費	202,697,247	243,574,000	▲ 40,876,753	事業推進(▲661)　経営支援(▲596) 地域振興(▲380)　会員ｻｰﾋﾞｽ(▲1,541)
	2.管　理　費	89,269,654	100,290,000	▲ 11,020,346	給与費(▲324)　事務費(▲114) 公課(▲288)　選挙費(▲108)
	3.会　館　費	19,444,015	18,701,000	743,015	電力料の上昇
	4.繰　入　金	62,000,000	28,000,000	34,000,000	剰余金処分 (建物➡3千万　別途➡4百万)
	5.予　備　費	0	24,191,000	▲ 24,191,000	
	支出合計	373,410,916	414,756,000	▲ 41,345,084	
	収支剰余金	30,468,113			次年度へ繰越
	合　計	403,879,029			

※特記事項欄のみ単位：万円

監査報告書

１．監査を行った日

令 和 ５年 ５ 月 ２４ 日

２．実施した監査の対象及び範囲

（１） 令和４年度　　事 業 報 告 書

（２） 令和４年度　　収 支 決 算 書

（３） 令和４年度　　貸 借 対 照 表

（４） 令和４年度　　財 産 目 録

その他上記に関連する帳簿、証憑書類

３．監査人の所見

監査の結果、適法かつ正確であることを認めます。

以上のとおり報告致します。

令 和 ５年 ５ 月 ２４ 日

監 事 大 野 忠 之 ㊞

監 事 清 水 耕 一 ㊞

監 事 八 巻 敏 博 ㊞

議案第３号

使用料および手数料徴収規約改定の件

改定の理由：会場等使用料について、電力需給事情や備品維持管理の観点から、使用料改定するため

１．改定箇所　：使用料および手数料徴収規約 別表　1. 使用料

使用料	旧	新
会場等使用料	横須賀商工会議所会館貸与規程による	横須賀商工会議所会館貸与規程**別表**による

附則

別表の改定は、令和５年１０月１日より実施する。

使用料および手数料徴収規約改定の件

横須賀商工会議所会館貸与規程別表　（　）内は旧料金（令和5年9月30日利用分まで）　（税込）

階数	研修室名		定員	平日			休日		
				通常	夜間	全日	通常	夜間	全日
				9～17	17～22	9～22	9～17	17～22	9～22
1階	展示ホール		150	4,620 (4,180)	6,270 (5,720)	46,370 (43,450)	5,940 (5,390)	8,090 (7,370)	61,550 (55,990)
	多目的ホール		234	3,850 (3,520)	5,060 (4,620)	38,390 (35,860)	5,060 (4,620)	6,770 (6,160)	52,310 (47,410)
	多目的ホール	A	60	1,820 (1,650)	2,420 (2,200)	18,150 (16,940)	2,420 (2,200)	3,140 (2,860)	24,920 (22,330)
	多目的ホール	B	60	1,820 (1,650)	2,420 (2,200)	18,150 (16,940)	2,420 (2,200)	3,140 (2,860)	24,920 (22,330)
	多目的ホール	C	60	1,820 (1,650)	2,420 (2,200)	18,150 (16,940)	2,420 (2,200)	3,140 (2,860)	24,920 (22,330)
3階	301研修室		98	2,530 (2,310)	3,740 (3,410)	26,510 (24,860)	3,250 (2,970)	4,840 (4,400)	34,050 (32,010)
	301研修室	A	36	1,430 (1,320)	1,930 (1,760)	14,800 (13,530)	1,930 (1,760)	2,530 (2,310)	19,200 (17,930)
	301研修室	B	36	1,430 (1,320)	1,930 (1,760)	14,800 (13,530)	1,930 (1,760)	2,530 (2,310)	19,200 (17,930)
	302研修室		28	1,210 (1,100)	1,710 (1,540)	12,600 (11,550)	1,600 (1,430)	2,230 (2,002)	16,160 (15,015)
	306研修室		30	1,320 (1,210)	1,820 (1,650)	13,700 (12,540)	1,820 (1,650)	2,420 (2,200)	18,150 (16,500)

※「平日」、「夜間」は1時間あたりの料金、「全日」は1日分の料金。非会員は上記の2倍。

※共益費（駐車場利用時請求）は1,100円から1,540円に増額となります。

議案第４号

議員職務執行者の変更に伴う監事選任の件

定款第３１条　　本商工会議所に、次の役員を置く。

（５）監　　事　　３人

定款第３３条第６項

監事は、議員総会において、会員のうちから選任し、又は解任する。

協 議 2

就業規則の改訂並びに関連規程の制定について

改訂の理由：
①第31条（兼業の禁止）に係る「副業・兼業に関する規程」の制定のため

1．就業規則の改訂

旧 条 文	新 条 文（案）
（兼業の禁止） 第３１条　職員は、営利を目的とする私企業を営み、またはいかなる報酬を得て、事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、専務理事が認めたときはこの限りではない。	（副業・兼業） 第３１条　職員は、別に定める「副業・兼業に関する規程」に基づき、専務理事の許可を得た場合に限り、副業・兼業をすることができる。 附則 １．本規則は、令和５年７月１日から実施する。 第３１条（副業・兼業）

２．副業・兼業に関する規程の制定

第３１条（兼業の禁止）改訂に伴い、「副業・兼業に関する規程」を制定

新　規　程
横須賀商工会議所 副業・兼業に関する規程 （総則） 第1条 この規程は、横須賀商工会議所（以下「商工会議所」という）就業規則第31条に基づき、職員が**自ら行う副業・兼業**の取り扱いを定める。 2 この規程において、「副業・兼業」とは、職員が収入を得る目的で、商工会議所以外の者に雇われて働くこと、または、自ら事業を行うことをいう。 （対象者の範囲） 第2条 この規程は、正職員に適用する。 （申請・許可） 第3条 副業・兼業をする者は、「副業・兼業に関する申請書」に必要事項を記入した上で申請し、許可を得なければならない。 2 職員は、商工会議所の許可なく、副業・兼業を行ってはならない。

新　規　程
（禁止副業・兼業） 第4条 職員は、次に掲げるものを副業・兼業としてはならない。 （1）コンサルティング業など競業避止義務に反する業務 （2）風俗営業等、商工会議所の信用とイメージを傷つけるおそれがある業務 （3）身体に重大な危険を伴う業務 （4）深夜における長時間労働等、健康を害する恐れのある業務 （5）法律で認められていないもの、法律で禁止されている業務 （6）社会的な道徳や倫理に反する業務 （商工会議所の業務への影響） 第5条 職員は、副業・兼業によって商工会議所の業務に支障が出ないように十分注意しなければならない。 （安全・健康） 第6条 職員は、副業・兼業をするときは、安全と健康に十分注意を払わなければならない。

新　規　程
（自主的な中止） 第7条 職員は、次の場合には、ただちに副業・兼業を中止しなければならない。 （1）副業・兼業によって商工会議所の業務に好ましくない影響が出ていると判断したとき （2）副業・兼業が安全または健康を害すると判断したとき （中止の届出） 第8条 職員は、副業・兼業を中止したときは、速やかに次の事項を商工会議所に届け出なければならない。 （1）副業・兼業の内容 （2）中止する理由 （3）中止する月日 （4）その他必要な事項

新　規　程
（中止の勧告） 第9条 商工会議所は、次の場合には、その職員に対し、副業・兼業の中止を勧告する。 （1）仕事の能率が低下したり、遅刻・欠勤が増えたりして、本来の業務に支障が出ていると判断されるとき （2）その他副業・兼業について不都合があると認められるとき 2 商工会議所から中止を勧告された職員は、速やかに副業・兼業を中止しなければならない。 （懲戒処分） 第10条 職員が、商工会議所の中止勧告に従わないときは、懲戒処分に付することがある。

新　規　程
（禁止事項） 第11条 職員は、副業・兼業について、次に掲げることをしてはならない。 （1）商工会議所の名前を使用するなど、商工会議所の信用を利用すること （2）商工会議所における職務上の権限または地位を利用すること （3）商工会議所の所有する事業者・顧客情報等、機密情報を利用すること （4）商工会議所の機材、備品等を利用すること （5）商工会議所と関係する事業者・顧客・個人に対して、勧誘・営業活動をすること （6）商工会議所の就業時間中に、副業・兼業の業務を行うこと （7）他の職員に対し、副業・兼業をするように勧誘すること （8）上記事項のほか、商工会議所の利益を害すること 2 禁止事項が判明した場合には、即時に副業・兼業許可を取り消し、懲戒処分に付すこととする。

新　規　程
（所得の申告） 第12条 職員は、税務当局に対し、副業・兼業によって得た所得を正確に申告し、所定の所得税を納付しなければならない。 2 商工会議所は、職員の副業・兼業にかかわる税務について、一切関与しない。 （商工会議所の免責事項） 第13条 商工会議所は、職員が行う副業・兼業による事件、事故については、一切その責任を負わない。 付　則 １．本規程は、令和5年7月１日から施行する。

協　議　３

新 規 加 入 会 員 承 認 の 件

新 規 加 入 会 員

（令和５年４月１日～令和５年５月３１日）

Ｎｏ	口数	所在地	企業名	代表者名	業種
1	2	久比里　1-26	キューベック	大橋　　信	軟質塩化ﾋﾞﾆｰﾙ輸入･卸売業
2	4	長坂　　3-17-6	㈱菊友建美	菊地　忠夫	左官業
3	2	衣笠栄町 2-13	パソコンスクール衣笠教室	小菅　　聖	ﾊﾟｿｺﾝ操作、検定試験
4	2	若宮台　17-4	おでかけサポート長銀	外﨑　　彰	介護タクシー
5	2	本町　　3-27	横須賀活性化推進協議会	松本　吉弘	横須賀市活性化事業
6	2	阿部倉　9-3	NPO法人三浦半島生物多様性保全	天白　牧夫	環境保全
7	2	太田和　1-23-1		永野　　茂	不動産賃貸業
8	2	汐見台　2-1-2	佳明電工	金子　佳明	電気工事業
9	2	衣笠町　21-20	穐山行政書士事務所	穐山　映二	行政書士事務所
10	4	日の出町 1-8-7	㈱ＭＡＸ　ＷＯＲＫ	前田　裕貴	橋りょう改修工事
11	2	富士見町 1-29-2	(同)Ｋ－Ｎｅｔ	小代ひかる	通信販売業
12	2	久里浜　5-12-8	㈱ミツヨシ	原　　高義	建設業
13	2	安浦町　1-22	Ｆｏｒｅｓｔ	村田　直紀	ボードゲームバー

Ｎｏ	口数	所在地	企業名	代表者名	業種
14	2	鴨居　1-61-6	広川建承	廣川　明	建設業
15	2	鴨居　1-46-15	鈴木商会(同)	鈴木　俊哉	輸入品販売､ｲﾍﾞﾝﾄ企画実施
16	2	本町　2-9	ヨコスカエンタープライズ㈱	宇田川勝彦	自動車･自動車部品小売業
17	2	森崎　3-18-20-103	安藤内装	安藤　史年	内装業
18	2	森崎　3-15-14-10	Ｂ．Ｂ．Ｂｉｌｌｙ	肥田　史佳	ｗｅｂライター
19	2	秋谷　4294-6	ａｎｄ　ｍｉｒｒｏｒ	河合　泉	旅館業
20	4	大津町　3-29-49	原口工業	原口　康太	建設業
21	2	小原台　2-22	アイシーテック㈱	中村　愛隆	建設業
22	2	小川町　19-5	㈱ＪＥＴ	福浪　晶敏	自動車運行管理業
23	2	池田町　2-15-9		齋藤　宏樹	ライフプランナー
24	2	久里浜　4-3-6	hair maison tanGoi	磯貝　剛	美容業
25	2	坂本町　1-48	Ｇｌｕｃｋｓｂｒｉｎｇｅｒ	佐々木美奈	雑貨等小売業
26	2	二葉　1-28-6	おばらでんき	小原　隼太	家電販売、電気工事業
27	4	佐島　3-2-20-1	ｽﾀｲﾙ･ｳｨｽﾞ･ｶﾝﾊﾟﾆｰ㈱	野村　勝之	産廃ｺﾝｻﾙ及び実務
28	2	安浦町　2-11-15-802	Ｗ＆Ｆ	永瀬美和子	雑貨品小売業

Ｎｏ	口数	所在地	企業名	代表者名	業種
29	2	長井　　3-2-12		大嶋　美加	ペット用品製造販売業
30	2	長沢　　6-44-30	㈲中尾建築工房	中尾　博志	建設業
31	2	若松町　3-9	ＤＯＯＲ’ｓ	松井　　隆	飲食業
32	2	大滝町　1-21	イオンディライト㈱	濱田　和成	建物サービス業
33	2	若松町　1-15	日本料理たかはし	髙橋　篤志	飲食業
34	2	三春町　5-1-14	㈱ＳＨＫｒｉｎｇ	藤田　武龍	小売業
35	2	神明町　1-52	㈱ＳＭＴＤ	福島　裕太	硬脆材の受託加工業
36	2	本町　　1-16	㈱ローズメディカル	荒川　恵子	診療所の支援業務

【特別会員】

Ｎｏ	口数	所在地	企業名	代表者名	業種
37	2	逗子市池子　2-6-13	㈱アポロン	村田　典昭	卸売業
38	2	葉山町堀内　1424-2	サインランゲージ㈱	齋藤　淳太	飲食業
39	2	坂戸市八幡　2-1-5	㈱ザイプラ	松本　庸一	財務コンサルタント
40	2	小山市大字梁　2333-29	メルテック㈱	鈴木　智也	清掃業
41	2	千代田区二番町　10-3-4F	日本デリカフーズ㈳	齊藤　正義	食品製造業

〔加入・増口〕

前回加入･増口		今回入会		増口		累計	
件数	口数	件数	口数	(件数)	口数	件数	口数
25	68	41	90	(2)	4	66	162

※3月常議員会承認済

〔退会・減口〕

前回退会･減口		今回退会		減口		累計	
件数	口数	件数	口数	(件数)	口数	件数	口数
0	0	81	212	(8)	48	81	260

〔 退会理由 〕

廃業・解散	倒産	経費削減	地区外移転	合併	総会議決	合計
29	0	16	10	0	26	81

前回承認時会員数		加入･増口者		退会･減口者		R5.5.31現在会員数	
件数	口数	件数	口数	件数	口数	件数	口数
5,053件	20,018口	41件	94口	81件	260口	5,013件	19,852口

※3月常議員会承認済（25件 68口分含）

*内 特別会員　　(455件)　(1,447口)

報　告　１

神奈川県の補助金交付要綱一部改正に伴なう当所役員名簿（住所）提出の件

商工会・商工会議所地域振興事業費補助金交付要綱の一部改正について

１ 改正の概要

暴力団の排除規定（第５条の２）の追加及びそれに伴う交付申請書類の追加（第５条第２項）

商工会・商工会議所・商工会連合会・商工会議所連合会の代表者又は役員に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいる場合は、補助金の交付対象としないこととし、それを確認するために、神奈川県警察本部長に照会をかける規定を追加する。

また、本照会を実施するために必要となる「役員等氏名一覧表」を様式に追加する。

（改正の理由及び経緯）

平成 30 年度の神奈川県暴力団排除条例第 10 条の逐条解説変更に伴い、同条に基づく措置を講ずるため、所要の改正を行う。

２ 施行日

令和５年３月９日

第１号様式－９（第５条の２関係）

役 員 等 氏 名 一 覧 表

年　月　日現在の役員

役職名	氏　名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住　所
代表者			T S H　．　．		
			T S H　．　．		
			T S H　．　．		
			T S H　．　．		
			T S H　．　．		
			T S H　．　．		
			T S H　．　．		
			T S H　．　．		
			T S H　．　．		
			T S H　．　．		

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

団 体 名

代表者氏名

報　告　２

仲間増強委員会主催「第2回よこすか産業フェス」開催について

１．イベント趣旨
・横須賀商工会議所を知ってもらう機会とし、存在意義を示してゆく

２．日時
・令和５年１０月２１日（土）１０：００～１５：００
　＊雨天の場合は一部の屋外イベントを中止

３．会場
・横須賀商工会議所１階・３階及び駐車場

４．イベント内容（予定）
・当所会員企業によるブース出店（４５社）
・キッチンカー２０台が集うキッチンカー・マルシェの開催
・赤星鮎美氏（バイオリニスト）、三浦学苑吹奏楽部卒業生、みゅーまる等による演奏とキッズ＆ファミリーコンサートの開催（予定）
・その他、吉本芸人の参加、BMXパフォーマンス、抽選会など